



2011/01/28(金)
編集責任：渡井さゆり

社会的養護
課題検討委員会
よせて

NPO法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-12-2 瑞穂ビル 302
Tel・Fax 03-5684-0977 Mail hinatabokko2006@gmail.com
HP <http://hinatabokko2006.main.jp/>

1. 「特定非営利活動法人 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ」とは?!

私たち特定非営利活動法人社会的養護の当事者参加推進団体「日向ぼっこ」は社会的養護の当事者参加の実現やネットワーク創りをめざすべく集まった当事者グループです。

2006年3月：結成 月2~4回のペースで勉強会を重ねる
2007年4月：社会的養護を経験した人が気軽に集まれる場所
「日向ぼっこサロン」を東京都新宿区中落合に開設
2008年4月：SBI子ども希望財団様のご厚意により、職員体制開始
7月：特定非営利活動法人として認可を受ける
8月：東京都「地域生活支援事業」受託開始
2009年4月：「日向ぼっこサロン」を東京都文京区湯島に移転
2010年4月：国のモデル事業だった「地域生活支援事業」が
一般事業化 「退所児童等アフターケア事業」に
8月：開館時間を変更 個別の相談に対応できる曜日を設ける

火・金・日曜日はみんなで食卓を囲んでいます♪



運営している理事・正会員・職員も施設で暮らしていた人たちが主体です。

2. 活動内容① 居場所・相談事業（地域生活支援事業）



相談室

社会的養護の措置解除となる若者たちが、気軽に集まれる居場所を運営しています。多くの方々は親御さんがおらず、いたとしても親らしい関わりやサポートは望めません。そんな方々にとって、家庭のようにくつろぎ、日々の喜怒哀楽を分かち合い、明日へのパワーを充電していただくための居場所が「日向ぼっこサロン」です。昨年度は303日開館し、延べ2038名の方々に越し頂きました。

必要に応じ、相談やサポートも行っています。その内容は、大きく分けると2種類あり、就労や生活困難に関してと生きづらさや親・施設への思いの整理など精神的なものに関してです。生活に関しては一緒にお仕事を探したり、生活費のやりくりを考えたり、生活保護の申請に同行したり、スキルアップのための資格探しのお手伝いをしたりと様々です。生きづらさなどに関しては、じっくりお話しをうかがわせて頂いています。「ひとりじゃないんだな」と感じて頂くことによって、皆さん徐々に社会に羽ばたかれていけます。

3. 活動内容② 当事者の声、集約・啓発事業

社会的養護はマイノリティな分野であり、当事者活動も進んでおりません。家族から見放されてしまった私たちは自らが声を上げていかなければ、援助や政策をよくしていくことはおろか、市民の皆様知って頂くこともできません。何か悪いことをしたわけではないのに、育ちの時点でハンディを被り、それを一生背負わされる社会的養護の下の子どもたち。そのハンディを解消するために、私たちは声を集め、発信しています。勉強会など、興味のある方はぜひご参加ください。

社会的養護のことをわかりやすくまとめた本（「日向ぼっここと社会的養護」）も出版しました！



4.子ども虐待防止の為に、

子育てサポートと傷を負った子どもたちのケアが大切です！

1) 虐待や親子分離になる前に、子育てサポートを充実させていきましょう！

子育てを抱え込まなくても済むように、ファミリーサポートやショートステイをもっと利用しやすく

2) 虐待を受けて社会的養護が必要になった子どもたちが、

その後「生まれてきてよかった」と思えるように

(1) 赤ちゃんの時には、愛され、大切にされ、守られることを保障しましょう！

赤ちゃんが泣いていても集団養育ではすぐに抱っこしてあげられません。赤ちゃんの時に、この世の中に不信感を抱かなくても済むように、物言えぬ赤ちゃんにたっぷりの愛情が注げる環境を整えましょう

(2) 養育者の方の教育プログラムを、教員養成同等の質に高めましょう！

子ども虐待に心を痛め養育者になられた方の多くが、実際に何もしてあげられない無力感にさいなまれています。十分な教育プログラムが未確立で、各々の能力や素質に任せられている現状では仕方がないことです。養育者の方がゆとりを持ってお子さんたちと長く関われるよう、養育者の方の教育や連携・レスパイトにも力を注ぎましょう

(3) 第三者評価・子どもへの権利擁護を確立し、ケアの質を向上・標準化させましょう！

社会的養護の下でも、弱い立場の子どもたちが、権利侵害を受けていることがあります。また、ケアの質も各施設・里親さんによって様々です。行政の措置の下、そのような事があってはなりません。監査のみならず、第三者評価・子どもへの権利擁護を全国徹底し、子どもたちの健やかな育ちを保障しましょう

(4) ケアが充分でないまま放り出さないで！リービングケア法を整備しましょう！

児童福祉法では18歳までしか子どもたちを守ることができません(高校に通えない場合は15歳です!)。日本の社会において、15~18歳で自立しているお子さんがいるでしょうか?!大学卒業まで、親御さんに面倒をみてもらっているのが標準的です。イギリスではリービングケア法の下、十分にケアを受けたお子さんが家庭で生活するお子さんより予後がいいとの報告がなされています。巣立った子どもたちが社会でイキイキと羽ばたけるよう、制度を整えましょう

5.既に傷を背負った方々の為に何ができるでしょうか…

日向ぼっこでは、「社会的養護の下を巣立った方の自分育てを応援しよう基金」(仮称)の設立に向けて動き出しています。社会的養護の下を巣立つお子さん向けの奨学金は充実してきているのですが、既に巣立たれた方が利用できるものはありません。育ちがえらべなかったとしても、ご自分次第で望む人生を歩めるようにするには精神的・経済的な支援が不可欠です。日向ぼっこでは、現在、社会的養護の下を既に巣立たれた方がスキルアップなどの為に活用できる基金の設立を構想しています。ただ、財団や企業からお金を募るのではなく、既に社会に羽ばたかっている方からもご寄付を募り、社会的養護の下を巣立った人たち同士の支えあいにできればと考えています。

6.上記を叶えるため、共にアクションしてくれる仲間を募集しています

詳しくは、お気軽にお問い合わせください。 Mail hinatabokko2006@gmail.com

最後までお読み頂き、ありがとうございました。